

北信地域障がい福祉自立支援協議会 議事録

部会名

令和6年度 臨時 幹事会

開催日時

令和6年5月29日(水) 15:00~16:00

参加者所属機関名等

北信保健福祉事務所福祉課、中野市福祉課、飯山市保健福祉課、山ノ内町健康福祉課、木島平村民生課、野沢温泉村民生課、栄村民生課、北信圏域障害者総合相談支援センター

本日のテーマ、課題等

- ①開会 ②NPO ここから ころサポートステーションこの葉の閉所について
③地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定について ④その他

会議で話し合われた事

① 開会

② NPO ここから ころサポートステーションこの葉の閉所について

飯山市：(経過説明) 資料を用いて説明。NPO ここからからこの葉を相談支援専門員の体調不良、また人員補充も難しい現状から閉所する方向で考えていると飯山市に相談がある。5/9に北信保健福祉事務所・6市町村・基幹センター(ぱれっと)が参集し荻原代表から事業所の現状と廃止のため現在の利用者(51名)の引継ぎをしていきたい意向を聞く。その後、5/23に開催された市町村課題検討WGで北信保健福祉事務所、6市町村、主任相談支援専門員で経過を確認。

中野市：(5/23の会議について補足) 主任相談支援専門員から、北方面に相談支援事業所がないことは問題であり行政としても働きかけをお願いしたいとの発言があった。別の主任相談支援専門員からは事業所として介護支援専門員と相談支援専門員を兼務している職員に対して計画相談の件数を増やせるのか確認を行っていること、社会福祉協議会や高水福祉会のように大きな法人に対して人員の補充等を検討してもらえよう働きかけを行う必要があるとの意見が挙げられる。

また、現在基幹相談センター(ぱれっと)は計画相談事業を行っていないが、基幹相談センターで事業を行うことについても検討が必要ではないかという意見も挙げられた。

まずは51名の利用調整を優先的に行うことで共有。介護保険への移行やサービスの必要性について更新の精査検討を行う。同時の中長期的な相談支援体制の確保についても検討する必要がある。各市町村からは利用者の調整を協力し行っていくことと、市町村それぞれでの事業所の確保は難しいとの意見が主で、この件について市町村課題検討WGでは収まらず幹事会での検討が必要との意見が挙がり、本日至ることを説明。

今後

飯山市：51名の引継ぎ先の確保を第一優先で考えている。北方面に相談支援事業所がなくなることにについては課題と感じているが、人口減少に伴い南方面に事業所が集中している現状と第7期障がい福祉計画圏域プランでも相談支援体制の構築強化を圏域として行っていくと明記されており北方面という視点ではなく圏域という視点でとらえていただき、圏域課題として検討していただくようご協力いただきたい。市としても市社協への働きかけも行っているが厳しい現状。

木島平村：村内部で検討を進めているが当村だけでは対応が難しい。圏域として一緒に検討していきたい。

野沢温泉村：圏域として相談支援事業所の確保、人材育成含め検討していきたい。

栄村：小規模自治体で当村だけでは対応が難しい。広域、圏域として検討できる場があるのはありがたく感じている。圏域として検討していきたい。

事務局：5/31（金）に開催を予定の相談支援専門員 NW 会議で意見交換を行うこととなっている。事業所のキャパシティーを確認しつつ51名のケースの振り分け等の具体的な検討はこれからとなる。ケースを整理し介護保険への移行やサービスの必要性についても検討しつつ、進めていく予定。また、地域の相談支援事業所の新規相談が困難であることを共有した。

中野市：荻原代表から、1名体制で相談支援体制を維持するには体力的に限界があったという発言もあり、「体力」というワードが印象に残った。報酬改定の内容も1名での相談支援事業所では事業所を支えるほどの報酬にならない制度設計であり、主任相談支援専門員がいない事業所についてはメリットが薄い。市町村課題検討WGでも主任相談支援専門員から、大きな法人である社会福祉協議会や高水福祉会に対して具体的なものをもって働きかけが必要ではないかという意見も挙げられた。場合によっては自立支援協議会を通して高水福祉会への働きかけも検討が必要ではないか。また、社会福祉協議会に対しては事業所の設置がすぐに難しい場合でも初任者研修受講を促していく等の地道な働きかけが必要ではないか。

今後の対応については、相談支援専門員 NW 会議などの状況を確認しつつ6市町村で協力。今後、課題について事業所の体制や立地、相談支援専門員の数について幹事会で継続検討していく。

③ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定について、中野市より説明。内容について異議はなし、要領の改正について本会議で諮り了承となる。決定後直ちに事業所あて通知案のとおり、6市町村ごとに送付することを確認した。

④ その他